

議案第 7 1 号

四万十町地域審議会条例を廃止する条例について

四万十町地域審議会条例を廃止する条例を次のように定める。

平成 2 8 年 5 月 9 日 提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町地域審議会条例を廃止する条例

四万十町地域審議会条例（平成18年四万十町条例第208号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（四万十町支所及び出張所設置条例の一部改正）
- 2 四万十町支所及び出張所設置条例（平成 18 年四万十町条例第 8 号）の一部を次のように改正する。
第 3 条第 1 項第 3 号中「地域審議会、」を削る。
（四万十町学校適正配置審議会条例の一部改正）
- 3 四万十町学校適正配置審議会条例（平成 20 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。
第 3 条第 1 項中「20 人以内」を「17 人以内」に改め、同条第 2 項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とする。